平成２４年（フ）第１８５号
神戸市東灘区住吉台６番11―404号
破産者　中村　和洋
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８０号
兵庫県尼崎市大庄西町３丁目15番６号
破産者　波戸岡　武
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１号
兵庫県宝塚市逆瀬台３丁目11番１―506号
破産者　橘　　一雄
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１１４号
兵庫県西宮市日野町６番５号、前住所兵庫県西宮市本町５番10号
破産者　山本加世子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４２７号
大阪府大阪市住吉区我孫子東３丁目２番25号コーポＹM21―704号、開始決定時の住所大阪府大阪市中央区日本橋２丁目16番11号　ＹＳハイツ505号
破産者　田村　公司
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３９号
佐賀県鳥栖市藤木町2311番地１、申立時佐賀県鳥栖市藤木町2274番地４
破産者　中山　峯一
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
佐賀県三養基郡基山町大字園部203番地３レオパレス鳳黎Ⅱ101号
破産者　西田美佐子（旧姓石井）
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９２号
青森県三沢市南町２丁目31番地3604号　坂本貸家１号
破産者　木村　史彦
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１１号
青森県三沢市大字三沢字下久保41番地234号北山荘Ｂ号
破産者　新堂　春彦
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５３１号
茨城県水戸市白梅３丁目６番16号
破産者　高野要一郎
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４０号
茨城県牛久市南１丁目20―２―101、開始決定時の住所茨城県龍ケ崎市川原代町2008番地
破産者　坂本　泰志
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
石川県野々市市押野３丁目11番地
破産者　小畠　宗進
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１９４号
山梨県甲府市国玉町125番地４　ハイツナパテック208号
破産者　遠藤　勇人
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長野県岡谷市加茂町１丁目４番３号
破産者　小平　悦子
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第４０号
大阪府枚方市茄子作４丁目11番16号
破産者　櫨木　輝美
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１号
奈良市あやめ池南六丁目６番43―501号
破産者　廣川　美幸（旧姓北村）
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１８２１号
広島県東広島市高屋高美が丘７丁目13番２号
破産者　佐伯登代子
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０号
長崎県長崎市丸山町５番３号　松尾ビル202、旧住所福岡県福津市花見が浜１丁目９番34号
破産者　坂元　雅司
1　決定年月日　平成24年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係